

新たな密集市街地整備アクションプログラムを策定 危険な密集市街地を解消し、災害に強いまちへ

密集市街地とは

密集市街地とは、古い木造の建物が密集しているために、地震や火事の際に大きな火災が起こる危険性が高い市街地のことです。これらは高度経済成長期に急激に人口が増えたとき、道路などが十分整備されないうまま共同住宅が多く建てられたことが原因です。



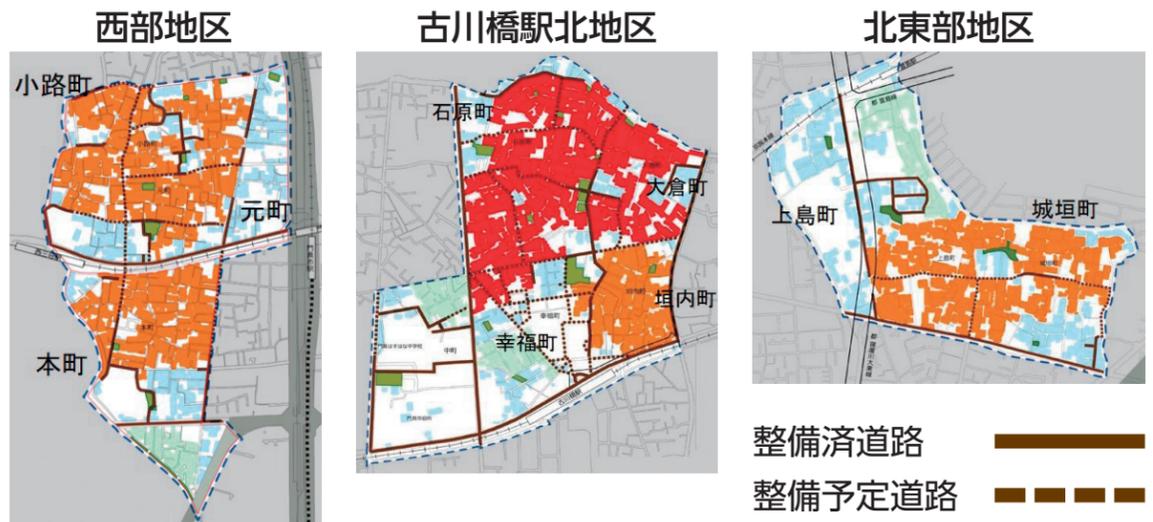
阪神・淡路大震災（1995年）の被災状況。地震による火災が同時に多発し、密集市街地で特に燃え広がりました。（提供：神戸市）

市は、近い将来、発生のおそれがある南海トラフ巨大地震などに備えて、市民の皆さんが安心して暮らすことができるよう災害に強いまちづくりに取り組んでいます。令和3年3月に新たに策定した「門真市北部地域密集市街地整備アクションプログラム」に基づき、10年後までに危険な密集市街地を解消することをめざします。

中町と野里町は、これまでの取り組みにより、令和3年3月に「地震時等に著しく危険な密集市街地」ではなくなりましたが、引き続き地域の実情に応じた魅力あるまちづくりに鋭意取り組みます。

危険性マップ

市内にある「地震時等に著しく危険な密集市街地」で火災が発生したときに、燃え広がる危険性の範囲を示しています。特に赤やオレンジの所は、燃え広がる範囲が広く、火災発生の危険性も高くなります。



地震時等に著しく危険な密集市街地における老朽木造建築物等除却補助制度

補助対象となる建物・人

- 対象地区内で昭和56年5月31日以前に建築された建物
- 補助対象建築物の所有者またはその相続人

対象地区

小路町、元町、本町、幸福町、垣内町、石原町、大倉町、上島町、城垣町

※3年度から中町、野里町は対象外

補助対象経費

- 除却工事に要する経費（共同住宅で上限540万円）
- 入居者移転費（1戸あたり15万円、共同住宅で上限150万円）

補助率

- 6分の5
- ※特に延焼危険性が高い区域以外は6分の3
- ※空家の場合は6分の1かさ上げ（入居者移転費用補助との併用は不可）

補助期間

- 3年度～5年度
- ※詳しくは市ホームページ参照

問合せ先 地域整備課
☎06(6902)6319

除却補助制度のご活用を

老朽化した木造住宅の解体などに活用できる補助制度があります。補助制度の活用により、解体などに伴う費用負担を大きく減らすことができます。文化住宅や長屋、戸建ての解体を検討している人は、事前にご相談ください。

補助制度が活用された例(垣内町)



補助制度を活用して店舗付き住宅が解体され、新しい集合住宅が建てられました。

道路の拡幅工事にご協力を

道路を広げることで、火災が燃え広がるのを防ぐことができます。

拡幅された道路の例(元町)



沿道の地権者皆様のご協力で、右側の建物がなくなり、広くて安全な道路になりました。